

## 学芸員課程について

学芸員は、博物館において資料の収集・保管・展示および調査研究、その他これと関係する事業についての専門的事項を担当します。なお、博物館とは、美術館、考古学・歴史関係資料館、郷土館、記念館、民芸館、民族資料館、科学博物館、動・植物園、水族館、天文館など、広い分野における公立・私立施設をいいます。

## 資格を取得するには

資格取得の条件は、「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」(博物館法第5条第1項1号)となっています。本学では、文学部・現代社会学部に設置された学芸員課程科目を履修することにより、学芸員の資格を取得することができます。課程修了者には学芸員資格証明書を卒業時に交付します。

## 学芸員課程への登録について

学芸員の資格を得るためには学芸員課程への登録が必要です。以下のとおり申し込み手続きをして下さい。

1. 学芸員課程への登録は1年生の秋学期開講時に行います。履修申込方法についての詳細は、7月頃に実施される学芸員課程ガイダンスで説明します。ガイダンスの開催はALBOで連絡します。
2. 学芸員課程への登録は、所定書類の提出と学芸員課程履修費の納入(10,000円)が必要です。なお、課程の科目を履修登録した後は、学芸員課程履修費の返還は一切いたしません。
3. 学芸員課程への登録をした学生は、2年生の春学期と3年生の春学期(4月)に「学芸員課程登録継続申請書」を教務課に提出しなければなりません。教務課窓口で申請書を受け取り、必ず手続きを行って下さい。

## 学芸員課程科目の履修方法・注意について

学芸員課程への登録終了後から、学芸員課程科目の履修ができます。

1. 学芸員課程資格科目一覧表の科目(学則に定める本学開講の学芸員となるための授業科目)を履修し、要件を満たさなければなりません。
2. 学芸員課程科目は、文学部・現代社会学部で開講しています。従って他学部生が履修する場合は、所属学部・学科の時間割との関係で受講可能な学期を次年度以降とせざるを得ない場合もあります。
3. 「博物館実習」は、「博物館概論」の単位を修得していないと履修できません。
4. 「博物館実習」を履修するには、博物館に納める実費が必要です。指定期間(履修年次の5月の予定)に、教務課窓口で納入手続きをして下さい。詳細はALBOで連絡します。
5. 「博物館実習」を履修する学生は、本学指定の保険に加入が必要です。博物館実習費の納入後、学生支援室窓口で加入手続きをして下さい。ただし、すでに他の科目等で本学指定保険に加入している場合は必要ありません。なおスポーツ科学部生は加入する必要はありません。

## 《履修上の注意》

他資格(教職・司書・社会福祉士・社会教育主事など)を同時に取得しようとする学生は、時間割の都合で資格に必要な科目を希望どおりに受講できない場合、また資格取得が難しくなることがあります。

## 学芸員資格証明書の発行について

学芸員課程の登録者で、所定科目の単位を履修・修得し要件を満たした学生には、卒業時に「学芸員資格証明書」を発行します。また、「資格取得見込証明書」等が必要な場合は、証明書発行窓口で相談して下さい。

## 学芸員課程資格科目一覧表

博物館法施行規則に定める科目		本学開講科目	単位	時期	開講学年	要件	科目を設置している学部
必修	生涯学習概論	社会教育論I	2	春学期	2年	いずれか1科目 選択必修	現代社会学部
		生涯学習概論	2	春・秋学期	1年		文学部
	博物館概論	博物館概論	2	秋学期	1年	必修	現代社会学部
				春学期	2年		文学部
	博物館経営論	博物館経営論	2	春学期	2年	必修	文学部・現代社会学部
	博物館資料論	博物館資料論	2	秋学期	2年	いずれか1科目 選択必修	現代社会学部
		歴史資料と博物館	2				文学部
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	春学期	3年	必修	文学部・現代社会学部
	博物館展示論	博物館展示論	2	秋学期	2年	必修	文学部・現代社会学部
	博物館教育論	博物館教育論	2	春学期	2年	必修	文学部・現代社会学部
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2	秋学期	3年	いずれか1科目 選択必修	現代社会学部	
	地域と歴史文化情報	2	秋学期			文学部	
博物館実習	博物館実習	3	集中	3年	必修	文学部・現代社会学部	
選択	その他	文化人類学入門	2	春学期	1年	いずれか1科目 選択必修	現代社会学部
		文化人類学	2	秋学期	1年		現代社会学部
		郷土の民俗特論	2	春学期	2年		文学部

学芸員課程科目を履修する場合は、名古屋キャンパスの学生は文学部で、豊田キャンパスの学生は現代社会学部で受講して下さい。  
在学するキャンパスでの科目履修に支障をきたす場合は教務課に申し出て下さい。

1. 必修科目は博物館法で定められた科目です。必ず履修・修得して下さい。
2. 選択科目は本学の指定科目です。必ず履修・修得して下さい。詳細は学芸員課程ガイダンスで説明します。
3. 「博物館実習」は「博物館概論」の単位を修得していないと履修することができません。
4. 全ての科目が卒業要件に含むとは限りません。卒業要件に含む科目は各学部の「学部固有科目一覧表」で確認して下さい。

## 学芸員資格認定試験について

在学中に学芸員資格を得るのに必要な単位を満たすことができずに卒業した場合、次のいずれかの方法で学芸員資格を取得することが可能です。

- \*科目等履修生として不足単位を修得する
- \*学芸員資格認定試験を受験する

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22